



十六銀行

2025年9月19日

お知らせ

「じゅうろく定額自動送金サービス」のサービス内容改定のお知らせ

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、「じゅうろく定額自動送金サービス（以下「本サービス」といいます。）」のサービス内容を改定いたしますので、下記のとおりお知らせします。

当行は、引き続きお客さまにご満足いただける質の高いサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 改定日

2025年10月14日（火）

2. 改定内容

＜改定前＞

最終送金年月：「初回送金年月から最長10年以内」

＜改定後＞

最終送金年月：「初回送金年月から最長10年以内」または「最終送金年月定めなし」

＊本改定に伴い、規定が一部変更となります。

3. ご留意事項

- ・ 最終送金年月を定めない契約とした場合、解約のお届出があるまでサービスは継続されます。
- ・ 最終送金年月を定めない契約へと変更をご希望のお客さまは、別途、所定の書面にてお申込みが必要となります。

4. その他

2025年8月末時点において「じゅうろく定額自動送金サービス」のご契約があるお客さまへ9月中旬より順次、「じゅうろく定額自動送金サービス 変更依頼書（最終送金年月を定めない契約への変更に用）」を同封した本件に関するご案内を郵送いたします。変更をご希望されるお客さまは、必要事項を記入・お届け印を押印のうえ、ご返送ください

以 上